

平成 28 年（ネ）第 5884 号 原発メーカー訴訟損害賠償請求控訴事件

控 訴 人 唯野 久子 外

被控訴人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社  
外 2 名

### 証 拠 説 明 書 (7)

2017 年 8 月 31 日

東京高等裁判所第 20 民事部 御中

控訴人ら訴訟復代理人弁護士 寺 田 伸 子  
外

甲 号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
106 の ①～ ⑧	東芝 原子力敗戦	写	2017.6.30	大西康之	被告東芝が、国の政策に従って原子力事業に邁進した結果として、会社解体に至った事実および責任集中制度を支える立法事実がもはや消滅していること等。
107	LES OBLIGATIONS 4e edition (債権 第 4 版)	写	不明	フ ィ リ ッ プ ・ マ ロ リ 一 他	民法の母法であるフランス法では、債権者代位権の行使に債務者の無資力は必要でないこと等。
108	民法要義 卷之三 債 権編	写	1912	梅謙次郎	民法起草段階において、無資力要件には一切言及されていないこと等。
109	東京地裁判決 平成 19 年 10 月 5 日	写	2007.10.5	裁判官 桑 原直子	裁判例でも、代位権の行使を正当化する事情がある場合に無資力要件を不要と解していること等

110	債権総論〔第二版〕	写	1994	平井宣雄	学説においても、被保全債権と被代位債権に密接関連性があれば、無資力要件は不要と解されていること等。
111	債権者代位権と債務者の無資力 桃山学院大学経済経営論集 第43巻第1号	写	2001.4.23	林錫璋	債権者代位権の行使に無資力要件が必要ではないとする見解とその根拠となる理論、判例、学説等。
112	最高裁判決 昭和50年3月6日	写	1975.3.6	裁判官 団藤重光等	最高裁判例において、金銭債権を保全するために債権者代位権を行使する場合であっても、無資力要件は不要と解していること等。
113 の1	債権者代位権における無資力理論の再検討 (上) 判例タイムズ No.280	写	1972.11.15	天野弘	債権者代位権の行使に無資力要件が必要ではないとする見解とその根拠となる理論、判例、学説等。
113 の2	債権者代位権における無資力理論の再検討 (下) 判例タイムズ No.282	写	1972.12.15	天野弘	同上
114	日本民法 第三編債権 第二巻	写	1912.9.15	石坂音四郎	学説においては、無資力要件が必要であるとしても、「債権の満足を得られなくなる危険」であればよいと解していること等。
115	債権総論 全	写	1904.6.21	川名兼四郎	同上
116	債権総論 中巻之三	写	1936.7.10	勝本正晃	同上
117	原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績	写	2017.8.25	東京電力	直近の東京電力の被害賠償金額が7兆5,249億円であること等。

118	新々・総合特別事業計画 (抄)	写	2017.7.26	原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力	直近の特別事業計画で、東京電力の要賠償額が 9 兆 7,047 億 400 万円と見積もられたこと、これは 2 か月間で 1 兆 2,405 億 2,700 万円もの増加となったものであること、要賠償額はひたすら増加を続けていること、要賠償額が増加すれば資金援助を求めると明示されていること等。
119	新々・総合特別事業計画	写	2017.5.18	同上	直近の特別事業けいやくで、本件原発事故関連の必要資金は総額 22 兆円と、従前より拡大して見積もられていること、うち 16 兆円を東京電力が負担すると試算されていること等。
120	原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金の交付について (プレスリリース)	写	2017.8.23	東京電力	東京電力が支援機構から、直近で 67 回目の資金交付を受け、それまでの資金交付 7 兆 3,651 億円に、新たに 349 億円が交付されたこと等。
121	意見書 いわゆる「ノー・ニュークス権」の人権ないし権利としての可能性	原	2017	日笠完治	裁判所は、日本における原子力発電所の製造・設置・管理・運営上の現実的で明白かつ究極的な危険性に対し、国民の安全と安心を確保すべく、積極的に司法判断をすべきこと、新しい人権としてのノー・ニュークス権の権利性と機能的射程等。

以 上